

平成 20 年 2 月 20 日  
関 東 財 務 局

## 新東京シティ証券株式会社に対する行政処分について

新東京シティ証券株式会社（以下「当社」という。）に対して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求めたこと等により、以下の事実が認められた。

上記報告によれば、当社は、顧客から預託を受けた保証金等について、自己の固有財産と区分しておらず、区分管理不足となっており、法第 43 条の 3 の規定に基づく管理を行っていないと認められる。

以上のことについては、法第 52 条第 1 項第 6 号に該当すると認められることから、本日、当社に対し下記の行政処分を行った。

### 記

#### 1. 法第 52 条第 1 項第 6 号の規定に基づく業務停止命令

平成 20 年 2 月 21 日から同年 3 月 20 日までの間、全ての店頭デリバティブ取引に係る業務の停止を命じる。

ただし、顧客の決済取引等当局が個別に認めたものを除く。

#### 2. 法第 51 条の規定に基づく業務改善命令

(1)顧客に対して今回の行政処分の内容を周知するとともに、適切な対応を行うこと。

(2)法令遵守に対する経営管理態勢の改善を図ること。

(3)法令遵守に関する内部管理態勢の強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること。

(4)社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること。

(5)今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。

上記(1)から(5)については、その対応状況を平成 20 年 2 月 27 日（水）まで及び随時に東京財務事務所へ書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先  
関東財務局 理財部証券監督第 1 課  
048-600-1155